

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領

(平成14年5月31日建管－639)

第1 目 的

この要領は、県内建設企業の経営基盤の強化、技術力の向上を図ることを目的とし、県が発注する建設工事の入札参加資格（以下「格付け」という。）を有する者で主たる営業所が県内にあるものが、合併又はすべての建設業について事業譲渡した場合（以下「合併等」という。）における入札参加資格の調整措置及び従前の格付けによる入札参加機会の確保措置（以下「合併特例措置」という。）並びにその他の必要な事項について定めることを目的とする。

第2 定義等

この要領において「合併等会社」とは、合併により新たに設立された会社及び合併した後に存続する一方の会社並びにすべての建設業について事業譲渡した場合の譲受会社をいう。

2 この要領において「合併等当事会社」とは、合併又は事業譲渡の効力が発生する日（以下「合併等日」という。）以前の関係会社をいう。

3 この要領において「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する営業所であって、かつ、営業所を統括し、指揮監督権を有する営業所をいう。

4 この要領において「その他の営業所」とは、法第3条に規定する営業所であって、主たる営業所以外の営業所をいう。

5 この要領において合併特例措置の期間の定めがある場合の始期は、合併等日とする。

6 この要領において合併特例措置の対象となる事業譲渡は、事業譲渡契約書等より、譲渡会社のすべての建設業に関して次に掲げるすべての事項が確認できるものに限る。

- 一 原則として、譲渡会社のすべての従業員が譲受会社に移動していること
- 二 譲渡会社の建設業に関するすべての資産及び負債が譲受会社に移動していること
- 三 譲渡会社及びその役員等の競業避止義務が明確となっていること

第3 合併特例措置の対象

合併特例措置は、合併等当事会社のうちに、法第3条の規定による許可を受け、かつ、格付けを有する者で主たる営業所が県内にあるものを含む合併等会社を対象として行うこととし、その対象工事種別は、一般土木工事、建築一式工事及びその他格付け工事種別とする。

2 次のいずれかに該当するものは、第7の規定に基づく合併等に伴う特例の申請を行うことができない。

- 一 合併等当事会社のいずれかが、合併等日に「秋田県建設工事指名停止基準（平成6年9月13日監－848）」に基づく指名停止措置又は「指名の基準に関する運用基準について（平成6年3月30日監－1781）」に基づく指名差し控え措置を受けている場合
- 二 合併等日から6月以上経過した場合

第4 入札参加資格の調整措置

合併等会社の入札参加資格審査における総合点については、合併等当事会社のいずれかが格付けされている工事種別を対象に合併等日以降5年間は10%の、合併等日以降5年を超え10年未満の間は5%の範囲内の加算を行うこととし、工事種別に適用する割増率は別表(1)「合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率」のとおりとする。

第5 従前の格付けによる入札参加機会確保措置

合併等をしたことにより、合併等会社の入札参加機会が従前の合併等当事会社の入札参加機会に比し極端に減少することのないようにするため、次の各項に定める参加機会確保措置を講じることとする。

- 2 同一地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域に一の主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当するときは、合併等会社は、合併等日以降5年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。
 - 一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が従前の格付けより上位等級に格付けされたこと。
 - 二 異なる格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社が格付けされたこと。
 - 三 合併等当事会社のいずれかが格付けを有している場合の合併等で、合併等会社が当該格付けより上位等級に格付けされたこと。
- 3 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに主たる営業所を置くこととした場合、工事種別毎に次のいずれかに該当したときは、合併等会社は主たる営業所の所在地域において、合併等日以降5年間新たな格付けの直近下位等級工事の入札についても参加できるものとする。
 - 一 同一の格付けを持つ合併等当事会社同士による合併等で、合併等会社がこれらより上位等級に格付けされたこと。
 - 二 異なる格付けを持つ合併等当事会社による合併等で、合併等会社の格付けが主たる営業所を置くこととした地域に所在していた合併等当事会社の格付けより上位等級となったこと。
- 4 異なる地域にそれぞれ主たる営業所を有する合併等当事会社が、合併等日以降は、当該地域のいずれかに合併等会社の主たる営業所を置くほか、合併等当事会社の主たる営業所の所在地域にその他の営業所を置くこととした場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、合併等会社はその他の営業所の所在地域において、合併等当事会社の格付等級の入札に参加できるものとする。

この場合において、主たる営業所の地域については、新たな格付等級とし、その他の営業所の地域については、合併等当事会社のいずれか下位の格付等級の入札に参加できるものとする。

 - 一 その他の営業所においては、入札に参加できる格付等級に必要な有資格技術者数の専任配置をしていること。
 - 二 合併等会社において格付けされた工事種別について、その他の営業所に係る従前の合併等当事会社においても同一工事種別に格付けされていたこと。

ただし、本項の規定の措置期間は、一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等をした場合を除き合併等日以降5年間とする。

5 一般土木A級の格付けを有する者同士が合併等した場合には、次の各号の参加機会確保措置を講じる。

一 県が発注する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の入札参加資格において適用される、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年3月23日監-2083）」第4条第2項の規定に基づき毎年度別に定める運用基準（以下「運用基準」という。）2（2）構成員の要件の格付工種に対する構成員数の取扱いについては、合併等日以降5年間、次のとおりとする。

県内一般土木2者が構成員の要件とされている場合にあっては、合併等会社は単体での入札参加ができるものとし、3人以上が構成員の要件とされている場合にあっては、合併等会社は合併等当事会社数を運用基準の県内一般土木の構成員数とみなして入札参加ができるものとする。

二 総合評価落札方式において、合併等実績について評価するものとするが、対象工事及び期間、項目等については、「秋田県総合評価落札方式試行要綱（平成21年7月1日建管-911）」及び「秋田県総合評価落札方式運用の手引き（平成21年7月6日建管-919）」において、別に定める。

第6 合併特例措置の適用除外及び取消し

知事は、合併等日以前の合併等当事会社が県の発注した建設工事において合併等日以前2年間に適正な施工を確保していないその他合併特例措置の適用が不適当と認められる場合には、合併特例措置の適用を除外する。

2 知事は、合併等会社が県の発注した建設工事において適正な施工を確保していないその他合併特例措置の適用が不適当と認められる場合には、合併特例措置を取り消すものとする。

3 知事は、第2第6項において定める事業譲渡の要件のいずれかを満たさないことを確認した場合は、合併特例措置を取り消すものとする。

第7 合併特例措置の適用

合併特例措置は、合併等会社の申し出に基づく入札参加資格審査が確定した場合において適用するものとする。

2 前項の申し出は、合併等会社が「合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書」（別紙様式1号）を提出して行うものとする。

3 事業譲渡により申し出を行う場合は、前項のほか、第2第6項で規定する要件をすべて充足していることについて確認書（別紙様式1号の2）を提出するものとする。

第8 合併特例措置の結果の通知

知事は、第7第2項の規定により申請書が提出された場合は、建設業者資格審査委員会の審議に付すものとし、審議の結果を、直ちに、「合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書」（別紙様式2号）により申請者に交付しなければならない。

第9 経過措置

合併等が実施され、第7の規定に基づく合併等に伴う特例の申請が受理された日から、合併等会社の入札参加資格審査に基づき新たな格付けが確定するまでの間は、合併等会社については、経営を継承すると認められる一の主たる合併等当事会社の格付けのみを適用することとする。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行し、平成14年6月1日以後の合併等による合併等会社について、適用する。

附 則（平成15年3月28日建管－2795 一部改正）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月5日建管－63 一部改正）

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日建管－318 一部改正）

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日建管－2292 一部改正）

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

この改正による改正後の規定は、平成23年5月1日以降に行われた合併等から適用する。

平成23年4月30日までに行われた合併等については、平成23年9月30日までに申請したものに関し、改正前の規定を適用する。

ただし、改正前の特例措置を適用する期間については、改正前の第4及び第6に定める期間とするほか、改正前の特例措置で期間の定めのないもの（一般土木A級同士の合併等に伴う特例措置を除く）の適用期間は、平成26年4月30日までとする。

附 則（平成23年7月27日建管－903 一部改正）

（施行期日）

第1条 この要領は平成23年7月28日から施行する。

（申請期限の特例）

第2条 平成23年1月1日から平成23年7月27日までに行われた合併等を行った合併等会社は、第3第2項第3号の規定にかかわらず平成24年1月27日までに限り、第7第2項の規定に基づく申請（次条第4項に基づき平成23年3月30日改正前の第7第2項の規定に基づく申請を含む。）を行うことができる。

（平成23年3月30日建管-2292附則の改正）

第3条 建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する特例要領

の一部を改正する要領（平成２３年３月３０日建管－２２９２）の附則の全部を次のとおり改正する。

- 1 この要領は、平成２３年５月１日から施行する。
- 2 この改正による改正後の規定は、平成２３年１月１日以降に行われた合併等に適用する。
- 3 平成２２年１２月３１日までに合併等を行った合併等会社は、平成２３年９月３０日までに限り改正前の規定の適用を申請することができる。
- 4 平成２３年１月１日から同年１２月３１日までに合併等を行った合併等会社は、改正前の規定の適用又は改正後の規定の適用の何れかを選択して申請することができる。
- 5 前２項により、改正前の規定の適用の申請があった場合は、なお従前の例による。ただし、改正前の特例措置で期間の定めのないもの（一般土木Ａ級同士の合併に伴う特例措置を除く。）の適用期間は合併等日から３年間とする。

附 則（平成３０年２月２日建政－１２７０ 一部改正）

- 1 この要領は、平成３０年２月２日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に秋田県建設工事入札制度実施要綱の一部改正について（平成３０年２月２日建政－１２７０）による改正前の秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和６２年４月２２日監－１３４）別表１第７号に掲げるほ装工事の格付を受けている者は、秋田県建設工事入札制度実施要綱の一部改正についてによる改正後の秋田県建設工事入札制度実施要綱別表１第７号に掲げる舗装工事の格付を受けたものとみなす。

附 則（令和３年３月２９日建政－１４３５ 一部改正）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２４日建政－１４９０ 一部改正）

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この改正による改正後の規定は、令和４年４月１日以降に行われた合併等に適用し、同日より前に行われた合併等についてはなお従前の例による。

別 表

(1) 合併等会社に対する格付け総合点の割増調整率

単位：％

工 種	合併等後 3 年間	合併等後 4 ・ 5 年目	合併等後 6 ～ 1 0 年目
一般土木工事	1 0	8	4
法面工事	1 0	1 0	5
建築一式工事	1 0	8	4
電気工事	1 0	1 0	5
給排水暖冷房衛生設備工事	1 0	9	5
鋼構造物工事	1 0	5	3
舗装工事	1 0	9	5
一般塗装工事	1 0	5	3
路面表示工事	1 0	1 0	5
機械器具設備工事	1 0	1 0	5
電気通信工事	1 0	1 0	5
造園工事	1 0	5	3
さく井工事	1 0	1 0	5
水道施設工事	1 0	1 0	5
解体工事	1 0	1 0	5

(注) 当該割増調整率は、格付け基準点が改正された場合は改正されることがあります。

別紙様式 1 号（第 7 関係）

合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請書

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

年 月 日付けで次のとおり合併等を行いましたので、建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び受注機会の確保に関する特例措置第 7 の規定に基づき、調整措置を申請します。

1 合併等前の会社名・住所・建設業許可番号

区 分	会 社 名	住 所	建設業許可番号

2 合併等後の会社の建設業許可番号（新設合併の場合のみ）

建設業許可番号	
---------	--

3 添付書類等

この申請を行う際は、次の書類等を調製のうえ提出が必要です。
また、合併等後の合併等会社について、総合評定値の通知を請求していただく必要があります。

- ・ 建設工事入札参加資格審査申請書
- ・ 県税納税証明書

別紙様式 1 号の 2（第 7 関係）

合併等に伴う競争入札参加資格審査特例申請の事業譲渡に係る確認書

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び受注機会の確保に関する特例措置第 7 の規定による申請に伴い今回の事業譲渡が、特例要領第 2 第 6 項に規定する事業譲渡の要件を満たし、添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- ・ 事業譲渡契約書
- ・ 株主（社員）総会議事録及び議案（写）
（事業譲渡が案件となったもの、譲渡及び譲受両社分）
- ・ 譲渡会社及び譲受会社の事業譲渡日現在の貸借対照表、損益計算書
- ・ 譲渡会社から譲受会社へ移動した資産・負債（工事未収金等を含む）の明細に関する資料

〇〇—
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 様

秋田県知事

合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書

年 月 日付けで申請のあった調整措置等については、次の結果となりました。

1 調整措置結果の内容

対象工種	総 合 点 数	格 付

2 格付け直近下位等級への入札参加資格

- (1) あり（工事種別： 等級： ）
(2) なし

3 主たる営業所以外での入札参加資格

- (1) あり（地 域： 工事種別： 等級： ）
(2) なし

4 特例要領第 5 第 5 項に規定する特例措置

- (1) あり（第 5 第 5 項の一の適用期間： ）
(2) なし